

中国四国管区警察局四国警察支局の非常勤職員の採用案内

中国四国管区警察局四国警察支局では、チャレンジ雇用（注）の一環として知的障害者等の事務補助員（非常勤職員）を募集しています。

（注）チャレンジ雇用とは、各府省において知的障害者等を非常勤職員として雇用し、その業務経験を踏まえ、一般企業等への就職の実現を図るものです。

募集期間 令和2年2月3日（月）～令和2年2月17日（月）

中国四国管区警察局四国警察支局の問い合わせ先

〒760-0019 高松市サンポート3番33号

警務・監察課人事係 (087)821-3111(内線2632)

募集要領

1 勤務官署

中国四国管区警察局四国警察支局（高松市サンポート3番33号）

2 採用者数

1人（非常勤職員）

3 採用予定期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

4 業務内容

事務補助及び軽作業（パソコン入力、図書の整理、郵便物の仕分け、コピー及びシュレッダー作業、その他本人の技能に応じ段階的に付与）

5 採用後の処遇

(1) 勤務時間

月曜日から金曜日までの週5日 8時30分から17時15分のうち、当局が指定する6時間以上（週30時間以上または週38時間45分、休憩時間12時～13時）

(2) 休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（12/29～1/3）

(3) 給与

ア 日額 7,367円～9,564円（週38時間45分勤務の場合）

イ 時給額 951円～1,234円（週38時間45分以外の場合）

このほか、通勤方法及び距離に応じた通勤手当（1か月当たり上限55,000円）、期末手当等を支給

(4) 社会保険

- ・健康保険 適用
- ・厚生年金保険 適用

- ・雇用保険 適用（国家公務員退職手当法が適用された場合、適用除外）
- ・労働者災害補償保険 国家公務員災害補償法を適用

(5) 休暇等

年次休暇は採用後 6 か月間を継続勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤した場合に、10 日を付与する。また、この外に忌引きによる休暇などあり。

6 応募資格等

- 療育手帳等を所持していること。
- 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中、同機関のサポートが受けられることが望ましい。
- 年齢不問

7 応募できない方

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

8 選考方法

(1) 第 1 次選考（書類審査）

下記書類を、郵送又は持参により令和 2 年 2 月 17 日（月）（必着）までに提出すること（持参の場合は 17:00 まで）。

第 1 次選考の結果については、令和 2 年 2 月 21 日（金）までに連絡する。

ア 提出書類

- (ア) 履歴書（市販のもので可）
写真を貼付すること。
- (イ) 障害者であることが分かる書類（療育手帳（写）等）
- (ウ) 職務経歴書
職務経歴書（様式自由、職歴がない場合は提出不要）
職歴の分かる資料（勤続期間、勤続先（所属）、具体的職務内容、職務に生かせる経験・知識・能力の PR 等）

イ 提出先

〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号

中国四国管区警察局四国警察支局警務・監察課人事係 宛て

(2) 第 2 次選考（面接）

日時等は第 1 次選考結果連絡の際に指定する。